

3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 29 年 3 月 2 日 (木)
- 2 開 催 場 所 新館 7 階 172 会議室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、森委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
平田教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
小西教育総務部参事、大西教育指導部参事、
吉田教育総務課長、萩原教育総務課主幹、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、石川学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、中田教育研究所長、
梶浦文化財調査研究センター所長、脇谷少年自然の家所長、
竹内中央図書館長、中塚幼児保育課長、
山野教育総務課副課長、福浦教育総務課担当副課長、
宮本文化財調査研究センター副所長、
中村幼児保育課副課長
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 議 事 の 要 旨
- 開 会 午後 2 時 00 分
- 会議録署名委員指名のこと
森委員に決定
- 2 月 定 例 教 育 委 員 会 の 会 議 録 報 告 承 認 の 事 項
(事務局より会議録朗読報告)
承 認
- 会議公開の可否決定のこと
専決報告 1 「校長及び教頭の異動に係る内申について」は非公開とし、他は公開することに決定

(専決報告)

- 1 校長及び教頭の異動に係る内申について
(議事を非公開とする)

(協議事項)

- 1 加古川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)
原案可決
- 2 加古川市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定に係る意見について
(幼児保育課長から説明)
原案可決

委員 : 第2号に「教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するもの」という規定があるが、具体的に想定している事務はあるのか。

事務局 : 例えば、認定こども園の設置、廃止に関することや、認定こども園の職員の人事に関すること、また組織編制や定員、園区に関すること等が、該当する事務として整理されるものとする。

委員 : 規則内に「意見を聴かなければならない事務」という表現があるが、「意見を必要とする事務」といった表現の方が適切ではないか。

事務局 : この表現は、根拠法である地教行法上の「意見を聴かなければならない」という表現を準用したものである。

委員 : 当該規則に規定する事務に関する意見については教育長に委任することができないことも含めて考えると、5人の合議体としての教育委員会が、認定こども園における教育に対して、大きな責任を担っているという認識で良いか。

事務局 : そのとおりである。

3 「教育アクションプラン 2017」の策定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：最重要取組事項に「いのちを大切にする」という表現があるが、これは「他人の命を奪うようなことをしてはいけない」という意味にもとれてしまうが、その真意を教えてもらいたい。

事務局：平成 28 年度に発生した事案を踏まえ、他人の命は当然のこと、自分の命も大切にすることを意味している。

委員：命には人間だけでなく、動物や植物なども含まれているものと認識している。ただ、平仮名表記の「いのち」と漢字表記の「命」があるが、それぞれどのように使い分けているのか。また、それは福祉部局における整理との整合が図られているのか、説明してもらいたい。

事務局：「いのち」には、生命としての命だけではなく、心や内面も含めた崇高なものという思いを込めている。一方、「命」には、動植物を含めた広い意味を持たせており、道德教育の場等において、命の尊さや自然に対する畏敬の念などを表現する際に使用されている。福祉部局は厚生労働省の考え方に準拠しているものと考えため、必ずしも整合が図られているとは限らない。

委員：教育委員会として意味を持って表記を使い分けることは非常に大切なことだと思うので、末尾の脚注を利用するなどして、その考え方を見る人が理解できるようにすることも検討してもらいたい。

委員：ここ数年、教育アクションプランを見続けてきたが、基本計画である第 2 期「かがわ教育ビジョン」との関連性が明確に打ち出されていることなど、随分内容がわかりやすくなってきているように感じる。ただ、個別の取組について、成果を含めた評価結果が見えてこない点が気になるところであるが、そのあたりはどのように考えているのか。

事務局：今年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の協議の際にも、教育アクションプランとの関連性を含めた評価の方法等について意見があったところであるが、それらを踏まえ、次回の点検・評価報告書においては、アクションプランに記載しているそれぞれの取組の評価指標や評価結果を添付する予定である。

委員：第 2 期「かがわ教育ビジョン」の対象となっている 5 年間のうちの 1 年であることを常に意識してもらおう中で、着実にアクションプランに掲げる施策を実施していただいたい。

- 委員： 内部の手持ち資料として、アクションプランに掲げる施策の所管部署が記載されている資料や、逆にどの部署がどの施策を所管しているかが整理されている資料などがあれば、より活性化した議論が行えるものとする。
- 事務局： アクションプランに掲げる施策の所管部署を記載した資料については既に作成している。部署を切り口として整理した資料の作成については、今後検討していきたい。
- 委員： 最重要取組事項は6つの観点を大項目として整理しているが、それぞれの大項目内における記載順はどのような意味を持つのか。
- 事務局： 原則的には第2期「かがわ教育ビジョン」に掲げる順としているが、当該年度における各取組の重要性等を勘案し、一部並べ替えている箇所もある。
- 委員： 6つの大項目には、それぞれの見出しが新たに付け加えられているが、その見出しの表現は本体部分には見当たらない。本来であれば、記載順も含め、本体部分との整合を図るべきだと考えるが、事務局としてはどのような思いがあるのか。
- 事務局： 本体部分については、基本計画である第2期「かがわ教育ビジョン」との関連性を意識して作成している。一方、最重要取組事項は、見る方がより理解しやすくなるよう、様々な分野にまたがる取組を6つの観点到整理し、再構成したものである。
- 委員： 最重要取組事項を単体で見るとは見やすいかもしれないが、本体部分と比較しながら見る方にとっては、対応部分を探す際に苦労するという点において、わかりにくいと感じるかもしれない。
- 教育長： 本体部分に掲げる各項目に番号を附番した上で、その番号を最重要取組事項に記載するなど、対応部分を明確にするための表記上の工夫を検討する余地はあるように思う。
- 事務局： 教育行政の切り口は様々ある中で、最重要取組事項については例年「連携」「知」「徳」「体」「支援」「環境」という6つの観点から整理しているところである。ユニット12が本市教育の特色でもあることから、これまでは「連携」を最上部に配置していたが、平成29年度については「徳」の部分を最重視したいという思いから、このような整理としている。

- 教 育 長 : 今後は、「今年度の教育アクションプランの基本的な考え方」といったページを設け、今の説明にあったような考え方を記載することを検討してみてもよいかもしれない。
- 委 員 : 「連携」の大項目の中に、「公民館や地域と共同した仕組みづくり」という表現があるが、これは具体的にどのような取組なのか。
- 事 務 局 : 本市教育行政においては、ユニット12を活用した「タテ」の連携が充実してきたところであるが、今後は、学校教育課に新設される「ユニット推進係」を中心に、連合町内会や社会教育団体、また地域コーディネーター等とも連携しながら地域の意見を集約する体制を構築すること等により、「ヨコ」の連携を強化していきたいと考えている。
- 委 員 : 「ヨコ」の連携を進める際には、図書館や文化財調査研究センター等とも協力し、各組織が所管する教育資源を効果的に活用することも検討してもらいたい。
- 事 務 局 : 図書館に関して言えば、学校園に対する図書への団体貸出しの促進や、読書活動の推進に関する協議の活性化など、様々な場面において連携が生まれつつある状況である。また、社会教育施設での効果的な教育のあり方を模索するなど、可能な限りの連携を検討していきたいと考えている。
- 事 務 局 : 文化財調査研究センターにおいては、これまで主に「文化財の保護」に努めてきたところであるが、今後は、公民館等とも協力しながら積極的に「文化財の活用」を図っていきたいと考えている。なお、次年度には地域の方々とともに地域にある歴史文化資源を見つめ直す中で、「歴史文化基本構想」の策定に向けた基礎調査を行う予定であり、最終的にはまちづくり行政や観光行政につなげていきたいと考えている。
- 事 務 局 : 他市町の図書館では、司書が積極的に学校園に出向いて交流を図る事業などが見受けられるが、本市においては司書の減少や高齢化の進行等により、「学校園からの要請に対して活動する」という受け身の状態となっているため、今後は改善していきたいと考えている。

委員：全体を通して何点か気づいた点があるので、それらをまとめた資料を後ほど事務局に提出したいと考えているが、この場ではその中でも特に気になった点を述べさせてもらいたい。まず、地域との関係を表す言葉として「開かれた学校」というキーワードがどこにも見受けられないため、重点目標①や重点目標⑩の内容に絡めて盛り込んでも良いかもしれない。また、そのこととも関連するが、重点目標⑩の学校園の運営については、学校評議員に触れる必要があるように思う。最後に、教育委員会が所管する施設については、本体部分に少なくとも1回は施設名が掲出されることが望ましいと考えるため、「文化財調査研究センター」や「青少年女性センター」といった施設名を適切な場所に盛り込むことを検討してもらいたい。なお、先ほどからの意見は単に個人的な感想をお伝えしているものなので、今後の参考として捉えてもらいたい。

事務局：後ほど提出いただける検討箇所をまとめた資料の内容を含め、事務局において検討し、必要に応じて素案に反映させていきたいと考えているが、その反映作業については事務局に一任してもらえればありがたいと考えている。

委員：重点目標③に対応する部分において、ニーズに応じた幼稚園の提供体制の確保が掲げられているが、集団で「教育」することの重要性を踏まえ、ニーズだけではない別の観点を起点とする就学前教育の充実を、今後検討してみてもよいかもしれない。

教育長：様々な観点から活発に議論いただき、ありがたく感じている。本日の議論の内容を踏まえ、必要に応じて素案に修正を加える部分と、次年度以降の課題として検討する部分とに整理することを前提とし、全体として承認することとしたい。なお、素案の具体的な修正内容については事務局に一任するという点について、ご理解をいただきたい。

4 平成28年度3月補正予算に係る意見について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

教育長：3月補正予算に関して、今年度の特徴のようなものはあるのか。

事務局：入札による執行残の調整等を行うため、例年と同様に減額補正が大部分を占めている。

5 平成 29 年度当初予算に係る意見について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員 : 予算額の拡充状況等を踏まえると、児童クラブの整備や中学校給食の準備に関する事業が注目を集めている事業だと捉えてもよいか。

事務局 : そのとおりである。

教育長 : 当初予算における「教育費」について議論する場合、一般的には繰越明許費を含める方が妥当なのか。

事務局 : 予算額としては、繰越明許費を含めない金額が一般的ではあるが、学校の建設費等を多額に含む教育費の特性上、繰越明許費を含めて考える方が実質的な議論ができるものと考えている。

委員 : 日本スポーツマスターズ兵庫大会の開催に伴う予算措置が見受けられるが、このように数年に 1 回当番が回ってくるような性質の事業については、予算確保に向け、適切な時期に情報提供を受けているのか。

事務局 : 夏頃に次年度の予算要求に向けた施策展開プランを企画部門へ提出することになっているが、その時期には既に把握できている。

委員 : 教育委員会内において、周年行事等を企画立案して地域を盛り上げていこうというような動きはあるのか。

事務局 : 施策展開プランとして提出する中で、その周年行事等の有効性や必要性の理解が得られれば実現可能であるが、現時点ではそのような動きはない。

教育長 : 教育委員会が自主的に開催するものではなく、外部組織との関係性の中で必ず実施しなければならない周年事業等においては、要求に応じて予算措置がなされるものなのか。

事務局 : その周年事業等の位置付けや規模等にもよるが、他市町の実績等も踏まえる中で、基本的には配慮されるものと認識している。

教育長 : 前回の総合教育会議の議論等もあり、学校支援カウンセラーの配置に関する予算措置がなされている。このようなことも含め、年々教育委員会の予算が充実してきているものと認識している。

委員：市内の小学校が体験学習を行う場合には、柔軟なカリキュラム調整が可能である少年自然の家の利用を最優先することを以前から訴え続けているが、依然として兵庫県北部の自然学校等を利用している小学校が多いように感じている。このことについて、事務局としてはどのように考えているのか。

事務局：利用希望時期が重複することや、遠距離地域での体験を求める声があることなど、様々な要因により、少年自然の家以外の自然学校を利用している学校もあるが、施設のバリアフリー化も進む中、学校に対してはこれまで以上に少年自然の家を積極的にPRしていきたいと考えている。ただ、特別支援学級生の合同作業など、自然学校以外での教育活動においては、少年自然の家を利用する機会が増えてきていることも事実である。

6 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解職について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

事務局：しかたこども園にかかる学校医等については、市長部局から改めて委嘱される予定である。

7 加古川市スポーツ推進審議会への諮問について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

委員：諮問事項において、評価・検証の対象として「基本計画」が挙げられているが、「基本計画」の文言自体の評価・検証を諮問するものではないので、「基本計画に掲げる事業」もしくは「基本計画に掲げる事業の達成状況」とする方が適切ではないか。

委員：原案どおりの言い回しも一般的には浸透している。

事務局：ご指摘内容を踏まえ、諮問書の文言の修正を検討したい。

教育長：それでは文言の修正を前提として承認するということにしたい。

委員：オリンピック・パラリンピックに関する内容も諮問対象となっているのか。

事務局：オリンピック・パラリンピックに関することも含め、障がい者スポーツの内容が一つの柱になるものと考えている。

8 平成 29 年度全国学力・学習状況調査結果の進学先への提供について
(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員：調査結果を進学先へ提供する効果として「入学してきた学年の特徴的な傾向を分析することができる」とあるが、今までこの点については実施できていなかったということか。

事務局：これまでは、中学校に対して情報提供できない制度となっていたため、中学校としては入学時に実施する独自のテストにより新入生の学力を把握するしかない状況であったが、この度の文部科学省からの通知により、初めて中学校への情報提供を検討できる余地が生じたということである。

委員：全国学力・学習状況調査の結果については、例年リーフレットを作成し、市内の小・中学校の傾向をまとめているが、それらの資料を活用して分析を進めることはできなかったのか。

事務局：確かにリーフレットを活用することにより、市内全体での特徴を掴むことは可能であるが、個人データの送付が可能になれば、学校ごとの傾向に加え、個人ごとの傾向を把握することができるため、より詳細な分析を進めることができるものと考えている。

委員：個人データに基づき、全国学力・学習状況調査に特化した対策を講ずることにより、対外的な評価向上のみを目的とする各市間の競争の激化が懸念されることなど、不安要素もあったことが、文部科学省がこれまで踏み切れなかった要因の一つであると思う。しかしながら、調査結果を子どもたちの教育に有効活用するためには中学校へのデータ送付が必要不可欠であるという声が多く、現在の状況に至ったと聞いている。

委員：「中学校への提供に不都合がある場合は、学校に申し出ること」との記載があるが、「指導に当たっては必ずデータの提供が必要である」という考え方のもと、例外を認めない運用は可能なのか。

事務局：保護者の同意を得るという方針は、文部科学省が示しているものである。

委員：効果的な教育活動を行うためには、学力データを共有することによる小学校と中学校の連携が必要不可欠である旨を、保護者に対してもしっかりと周知してもらいたい。

- 委員：当該制度の成果は最終的に教育効果として子どもたちに還元されることを全面に出すなど、効果的な周知方法を検討してもらいたい。
- 委員：市外や私立の中学校へ進学する場合、当該中学校が直接出身校に個人データを求めてくるケースがあるとのことであるが、保護者を介してデータをやりとりする方が望ましいのではないか。
- 事務局：個人の結果は児童にも返却しているため、進学先の学校が当該児童の保護者に提出を求めた場合、保護者の判断で独自に提出することは可能である。
- 委員：進学先の学校が直接出身校にデータ提出を求める場合、保護者の同意を求める役割は進学先の学校が担うべきだと考えるが、この表記では出身校が担うようにもとれてしまう。
- 事務局：文部科学省の記載方法等も踏まえ、出身校の負担が増えないことを改めて確認したい。また、保護者へ周知を図る際には誤解が生じない記載となるよう調整したいと考える。

9 「加古川市中学校部活動ガイドライン」の策定について
(教育指導部参事から説明)

原案可決

- 教育長：検討委員会のメンバー構成等を含め、この度策定に至った経緯を簡単に説明してもらいたい。
- 事務局：部活動に関して様々な課題が生じてきたことを踏まえ、事務局において準備委員会を立ち上げ、協議を進めてきた。そこで作成した案をベースとして、大学の准教授、保護者の代表者、社会体育分野の代表者、小・中学校の代表者、事務局職員で組織した「部活動のあり方検討委員会」の中で、最終案の検討を重ねてきたところである。
- 教育長：文部科学省からも、部活動のあり方については様々な方向性が示されている。これまで本市においては兵庫県教育委員会が策定した「いきいき運動部活動」等を参考にしながら運用してきたところであるが、この度、初めて市独自の「部活動に対する考え方」を示すこととなる。

委員：第Ⅱ部をQアンドA形式にしてそれぞれ1ページで完結させている点は非常によいと思う。ただ、Q5だけ他のページと構成が異なっている点が少し気になる点である。小項目1から3を「ノー部活デーの基準」、小項目4を「保護者の理解」小項目5を「その他」としてまとめると、他のページと整合が図られると思うので、検討してもらいたい。

教育長：それでは指摘のあった点を修正することを前提として承認することとしたい。なお、この度の策定がゴールではなく、今後、現場の状況等を踏まえる中で内容の見直しを図りながら、時代に即したガイドラインとなるよう努めていきたいと考える。

10 平成29年度加古川市立学校教職員研究・研修計画について
(教育指導部参事から説明)

原案可決

教育長：平成28年度から大きく異なる点があれば説明してもらいたい。

事務局：講座名は特に変更していないが、今年度の定例教育委員会において、「学力向上に向けた研修を」という意見があったことや、次年度に行われる学習指導要領の改訂等を踏まえ、内容については見直しを図ったところである。

委員：先日開催された研究発表会につながる取組はどれになるのか。

事務局：概要の最初に記載している「研究員会」である。

委員：成功事例だけでなく、失敗事例についても取り上げるなど、実例に応じた柔軟な研究が進むことを願っている。

委員：先日の研究発表会に参加させてもらったが、指導主事等による指導助言を経た上での内容であったため、ポイントを理解した上で非常によくまとめられており、指摘しなければならないような要素はなかったように感じた。ただ、一人一人の時間が若干短い点が少し気になった。

教育長：他市町の教員も参加する中で「全員発表」を掲げていることもあり、確かに持ち時間が短くなってきている。そのあたりも含め、次年度の研究発表会に向け、検討を進めてもらいたい。なお、先日の次期学習指導要領案では、「アクティブ・ラーニング」という言葉が「主体的、対話的で深い学び」という言葉に言い換えられているため、本資料でもそのような記載となっている。

11 加古川市指定有形文化財の指定について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

委員：写真が添付されているが、指定有形文化財に指定された範囲を教えてください。

事務局：最上部の第11層の笠部と相輪部は対象外となっており、基礎、塔身及び第1層から第10層の笠部までが指定対象となっている。

委員：市内の文化財に説明用の看板等を設置する際には、平易な文章にしたり、図やイラストを加えたりするなど、子どもたちが理解しやすいような工夫をしてもらいたい。また、新たに指定有形文化財が増えた際には、ユニット内の子どもたちが見学する機会を設けるなど、地域の歴史文化を身近に感じることができる取組を考えてもらいたい。

事務局：学校現場とも連携しながら、そのような文化財の活用方法を検討していきたい。

教育長：指定の候補となる有形文化財は、市内に多く残っているのか。

事務局：まだ豊富に存在しており、本市は文化財の宝庫であると考えている。

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

4月6日(木)午後3時30分から開催することに決定

○ 教育委員諸報告

[廣岡委員から]

(1) 第67回日本PTA全国研究大会兵庫大会について

2月17日(金)に生田神社会館にて「実行委員会発足式」が開催された。加古川市が分科会の会場候補地となっており、社会教育・スポーツ振興課から加古川市に関するプレゼンテーションもなされた。また、シンボルマーク表彰式が3月4日に開催される予定であるが、中学校の部において、陵南中学校2年の生徒の作品が優秀賞に選ばれている。

○ 教育総務部長諸報告

(1) 平成 28 年度 加古川市中学校給食の運用に関する懇話会 開催状況について

中学校給食の運用に関する具体的な項目について、関係者の幅広い意見を参考に検討を進めることによって、中学校給食をより充実させるため、「加古川市中学校給食の運用に関する懇話会」を平成 28 年 10 月から 3 回開催した。

以上、1 件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) 平成 28 年度第 5 回社会教育委員会議の報告について

2 月 14 日（火）に開催した第 5 回の会議内容について報告する。

(2) 平成 28 年度第 2 回社会教育・福祉教育推進員全市研修会の報告について

2 月 12 日（日）に開催した社会教育・福祉教育推進員全市研修会について報告する。

(3) 第 9 回加古川教育フォーラムの報告について

2 月 11 日（土）に開催した加古川教育フォーラムについて報告する。

(4) 加古川、浜の宮中学校吹奏楽部の「全日本アンサンブルコンテスト」出場について

3 月 18 日（土）尼崎市のアルカイクホールで開催される大会に出場する。

(5) 平成 28 年度中学校卒業式への教育委員会出席予定者について

各中学校への出席者が決定したので報告する。

(6) その他関係行事について

2 月 25 日（土）14 時から 禁煙・防煙、いのちを守るフォーラム

26 日（日）9 時 30 分から 第 29 回 加古川カップ綱引大会

3 月 10 日（金）市内中学校 卒業証書授与式

14 日（火）加古川養護学校 高等部 卒業証書授与式

17 日（金）市内幼稚園 卒園証書授与式、修了式

22 日（水）加古川養護学校 幼小中学部 卒業証書授与式

23 日（木）市内小学校 卒業証書授与式

(7) 第 69 回優良公民館表彰について

文部科学省から東加古川公民館が優良公民館として表彰された。

以上、7 件について報告

○ 閉 会 午後 5 時 15 分